

変動金利をご選択される場合

1 特長

当行所定の基準金利の上昇または下降によって、お借入利率が変動します。

※当行所定の基準金利とは、「ひめぎん住宅ローン基準利率」に連動して決定される金利のことです。

※お借入利率は、正式ご融資決定時または貸出実行時のいずれか低い方を選択することができます。ただし、WEB住宅ローン、無担保住宅ローン等の一部の商品は除きます。

2 お借入利率変更の基準と変更幅について

お借入後の借入利率は当行所定の基準金利である「ひめぎん住宅ローン基準利率」の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。よって、お借入後に「ひめぎん住宅ローン基準利率」が上昇した場合は、その変更幅と同じだけお借入利率は引き上げられることとなります。

3 お借入利率の適用時期について

お借入後の借入利率の変更基準日は年2回です。毎年4月1日と10月1日を基準日として、その日と前回基準日の基準金利を比較し差が生じた場合、その変更幅だけお借入利率を変更いたします。

4月1日の基準日に決まる新お借入利率は、その年の5月の約定返済日から、10月1日の基準日に決まる新お借入利率は、その年の11月の約定返済日から各々適用いたします。

4 ご返済額の変更について

【ご返済額は5年間一定です】

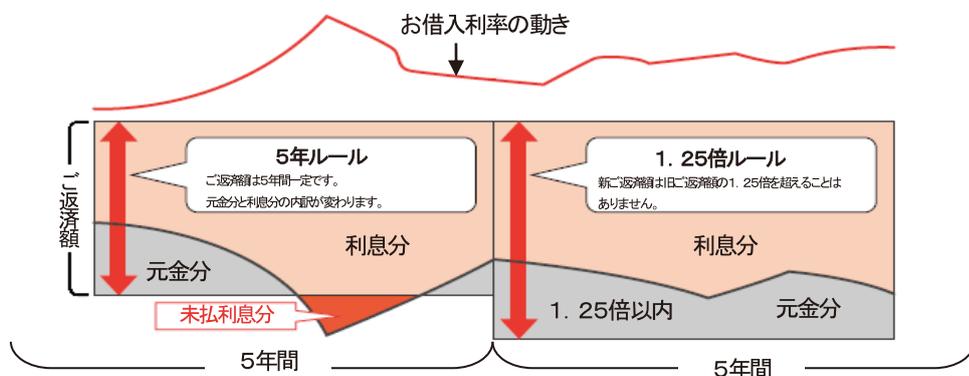
10回目（5年目）の基準日のお借入利率の変更が行われるまでは、その間にお借入利率が変更されてもご返済額を変更いたしません。（ご返済額のうち、元金と利息の割合だけを変更します。）10回目（5年目）のお借入利率変更時には新ご返済額を再計算いたします。お借入利率の上昇によりご返済額が増加する場合でも、新ご返済額は前回までの返済額の1.25倍を限度とします。以降、20回目、30回目…と10回目（5年目）ごとに新ご返済額を同様に再計算いたします。

また、お借入後一定期間固定金利を選択された場合は、一定期間固定金利の終了時以降10回目（5年目）ごとに新ご返済額を同様に再計算いたします。（一定期間固定金利の詳細については、3ページを参照願います。）

万一、10回目（5年目）の基準日までの間にお借入利率の大きな上昇により毎月の利息の支払額が毎月のご返済額を超えることになる場合は、その超過額（「未払利息」といいます。）のお支払いは次回以降に繰り延べ、未払利息・約定利息・元金の順にご返済していただきます。

また、お借入利率の上昇により、最終期限にお借入金の一部および未払利息が残る場合には、最終期限に一括してお支払いいただくこととなります。

【変動金利期間中のお借入利率とご返済額の関係】



※元金均等返済の場合は、上記の「5年ルール」や「1.25倍ルール」はありません。

5 お借入利率変更のお知らせ

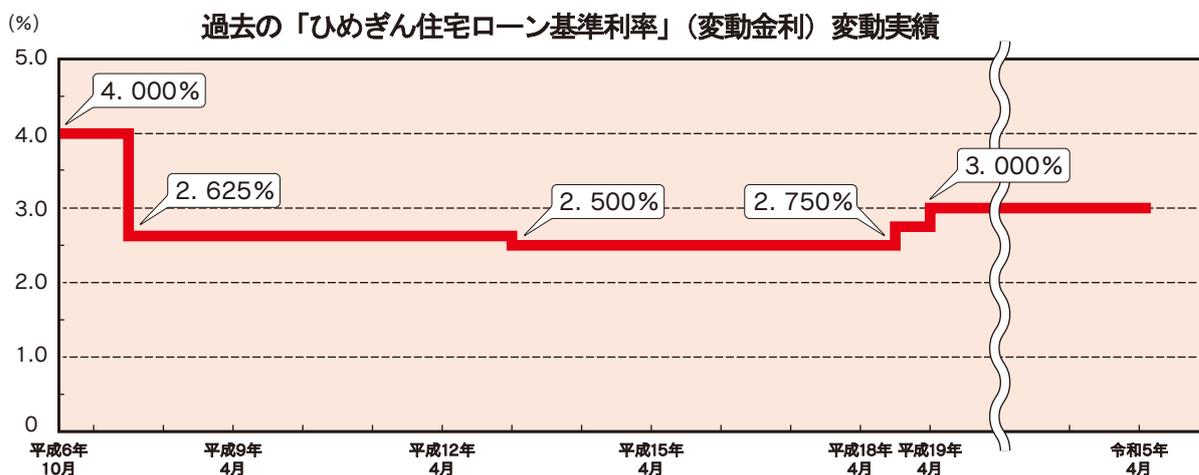
お借入利率の変更時には、変更後の第1回返済日までに新お借入利率・新ご返済額を書面でお知らせいたします。

ご返済額の目安および手数料等のご案内

1 「ひめぎん住宅ローン基準利率」(変動金利)の推移

当行における「ひめぎん住宅ローン基準利率」(変動金利)の推移は下図のとおりです。お客さまの商品選択上のご参考情報の一つとしてご利用ください。(あくまでも過去の推移の実績です。今後の金融情勢等の変化によっては、「ひめぎん住宅ローン基準利率」(変動金利)が大きく上昇することもあります。)

<ご参考>



2 お借入利率上昇時のご返済額の目安

金額200万円、期間35年(半年毎の増額のお支払いは無いものとします。)で当初5年間を年3.0%の固定金利でお借入れになられた場合、当初5年間の毎月のご返済額は77千円となりますが、5年後の固定金利期間終了時の固定金利の利率によって、毎月のご返済額は次のとおり増額または減額となります。

お借入利率	(当初) 年3.0%	年1.0%	年2.0%	年3.0%	年4.0%	年5.0%	年6.0%	年7.0%
ご返済額	77千円	59千円	68千円	77千円	88千円	99千円	110千円	122千円
増減額	—	▲18千円	▲9千円	—	11千円	22千円	33千円	45千円

※上記は、元利均等返済の場合です。

3 各種手数料(税込)

(1) 繰上返済手数料

一部繰上返済	無料	
一括繰上返済	繰上返済金額	手数料
	100万円未満	無料
	100万円以上	33,000円

(2) 固定金利選択手数料 5,500円(当初借入時に固定金利期間を選択される場合は無料です。)

(3) その他の手数料(条件変更および約定返済遅延に伴う損害金等)については、下記ご照会窓口へお問合せください。

4 ご照会窓口

現在住宅ローンをご利用中のお取引店またはお近くの当行窓口へお問合せください。

一定期間固定金利をご選択される場合

1 特長

一定の固定金利期間（3年、5年または10年のいずれか）をご選択いただけます。

ご選択いただいた固定金利期間（3年、5年または10年のいずれか）中は、お借入利率が変動しないため毎月のご返済額は変わりません。

なお、固定金利期間中は変動金利への切替やお借入利率のご変更はできませんのでご了承ください。

※お借入利率は、正式ご融資決定時または貸出実行時のいずれか低い方を選択することができます。ただし、WEB住宅ローン、無担保住宅ローン等の一部の商品は除きます。

2 お手続き方法について

お客さまより「固定金利期間選択に関する特約書」をご提出いただき、一定の固定金利期間をご選択していただきます。

なお、いったんご提出いただいた特約内容のご変更、取り下げはできません。

3 固定金利の確定時期について

固定金利は、当行所定の基準金利に基づき決定されます。

※当行所定の基準金利とは、金融情勢等を参考として一定の固定金利期間（3年、5年、10年）に応じた、独自に決定される金利のことです。

なお、固定金利は、毎月見直しを行ったうえで、当行窓口等にてお知らせしております。詳しくはお取引店またはお近くの当行窓口へご照会ください。

4 固定金利期間終了時の通知について

固定金利期間終了後に、変更後の第1回返済日までに新お借入利率・新ご返済額を書面にてお知らせいたします。

なお、再度「固定金利期間選択に関する特約書」をご提出いただくことにより、あらためて固定金利期間をご選択することができます。（再度固定金利期間選択を希望される場合は、あらためて固定金利期間の終了する3営業日前までに「固定金利期間選択に関する特約書」をご提出願います。）この場合、再度特約した固定金利期間のお借入利率は、固定金利期間開始日に適用されるお借入利率として当行が提示する利率を適用させていただくこととなります。したがって、ご返済額が増加することもあれば、減少することもあります。

なお、ご返済額の変更幅に、上限はありません。

5 固定金利から変動金利への移行について

固定金利期間終了時に、再度固定金利選択のお申し出がない場合は、自動的に変動金利へ移行します。その場合は、変動金利期間のお借入利率、残存元金、残存お借入期間などに基づいて新しいご返済額を定めるものとし、それに従って変動金利期間の最初の返済からお支払いいただくこととなります。なお、いったん変動金利に移行した場合にも、再度、「固定金利期間選択に関する特約書」の提出をいただくことで、あらたに固定金利期間をご選択することができます。

変動金利に移行した場合のお借入利率は、「ひめぎん住宅ローン基準利率」に基づき決定され、「変動金利型住宅ローンに関する特約書」に定めた金利変動ルールにしたがって見直しさせていただきます。

6 繰上返済手数料について

繰上返済には、所定の手数料がかかる場合がございます。詳しくは2ページの各種手数料欄に掲載していますので、ご確認ください。